

<資料2> 2019年度柏土木事務所長要望書・回答書（参考）

令和元年7月4日

若松第一自治会長：鈴木 邦明 様  
若松第二自治会長：橋本祐太郎 様  
若松地区水害対策委員会委員長：田中 豊 様

柏土木事務所長

令和元年度若松地区の水害対策に関する要望について（回答説明資料）

この文書は、下記の要望に対する回答に関する説明資料として要望事項ごとに回答を組み込んだものです。参考に送付いたします。表敬訪問において説明資料として活用させていただきます。

記

令和元年5月30日

千葉県柏土木事務所 所長 荒木 健一 様

若松第一自治会長：鈴木 邦明 様  
若松第二自治会長：橋本祐太郎 様  
若松地区水害対策委員会委員長：田中 豊 様

令和元年度若松地区の水害対策に関する要望について

若松第一自治会及び若松第二自治会並びに若松地区水害対策委員会は、若松地区水害対策を自らの問題として具体的対策を提起し、千葉県をはじめとする関係機関と協働の立場にたって協議等を行い、地域の立地条件に即した水害対策の実現を求めてまいりました。

今回の県が進める「新湖岸堤築堤計画」は、平成22年1月30日に開催された住民説明会で、平成24年度末に完了することとした全体計画が確認されました。この計画は、最近の全国各地で有史以来といわれる大雨が発生している状況を考慮すると、私たちの安心・安全を確保するために十分とは言えませんが、現在県が目標としている30年確率降雨に対応する若松地区における水害対策としては妥当なものと評価したところです。

しかし、平成23年6月16日に開催された住民説明会では、湖岸堤基盤の整備について大規模な地盤改良工法から築堤の緩速盛土工法による基礎地盤の圧密増強工法への変更が説明され、工事は平成23年度に着工し、平成27年度末に完了することとした事業スケジュールで行われることになりました。

新湖岸堤築堤工事は、計画を進めるうちに築堤盛土に当たっての盛土資機材の搬入方法が水上輸送から陸上輸送への変更、環境対策、施工中の盛土のすべり崩壊発生及びそれに伴う地盤改良工法並びに押え盛土工法の採用等による数回にわたる設計変更が行われ、計画の進行に更に大幅な遅れをもたらすことになりました。

湖岸堤築堤工事は、上記のような多くの困難がありましたが関係各位のご努力により、平成30年3月末に概成し、平成30年度から3年間の圧密沈下期間に入ることになりました。しかし、前述のように平成22年1月30日に開催された住民説明会で、平成24年度末に完了することと

した事業スケジュールが、その後平成 27 年度完了することに変更され、現在その予定が更に遅延してきております。このように事業スケジュールから大幅に遅延していることに配慮し、3年にこだわらず、圧密沈下状況をきめ細かく経過観察し、適切な時期に残工事に着工する等早期完工に努力することを切望致します。

なお、下記事項については、7月4日に行われる表敬訪問の際に所長からご回答を頂くとともに、改めて文書で回答下さるよう要望致します。

## 記

### 1 湖岸堤築堤完工の促進について

湖岸堤築堤工事は、前述のように平成 23 年 6 月 16 日に開催された住民説明会で平成 27 年度完了することとした事業スケジュールから大幅に遅延しております。現在圧密沈下経過観測期間として3年間の放置期間に入っておりますが、慎重な観測を続ける一方既定の放置期間の見直しを行う等、湖岸堤の早期の完成を目指して適切な時期に湖岸堤築堤に係る残工事に着工に着手する等の検討を行うことを要望します。

(回答)

要望のありましたとおり湖岸堤を早期に完成させるべく、今年度内に管理通路の舗装に着手出来るよう、予算要求を行うなど努力してまいりますので引き続きご協力をお願いします。

### 2 動態観測結果について

動態観測結果については、これまでもその情報提供を要望してきましたが、具体的対応がなされておきませんので、再度下記の事項への対応を要望します。

- 1) 地盤改良工事が追加されたこと及び築堤盛土3ヶ所ですべり崩壊が発生したことにより周辺地盤への影響度合いが変化することが考えられるのでこの点について説明すること。
- 2) 湖岸堤築堤による周辺地盤の沈下・隆起等の動態観測データについて、適宜、評価を含め説明するとともに、万が一想定外の家屋の変位等の異常な事態が発生する恐れが生じた場合は、その対処に万全を期して工事を進めること。
- 3) 家屋調査結果については、当該住民から報告・説明を求められた場合は、速やかに対応すること。

(回答)

地盤改良工事以降及びすべり発生以降も住宅側に対して大きな変化はありませんが、今年度実施する動態観測の中間評価で影響の確認も行います。また、動態観測は今年度も引き続き実施しており、地盤に変動が確認された場合は、早急に対応方針を検討し適切な対応を講じます。

家屋調査結果につきまして、要望のとおりに対応するとともに、家屋事後調査を早期に実施するよう、事業の進捗を図ります。

### 3 築堤盛土場所の環境対策について

手賀沼の環境保全のため、下記の対策を適切に実施することを要望します。

- 1) 湖岸堤盛土の法面に雑草が繁茂しております。手賀沼遊歩道は、我孫子市の有用な観光資源であり、これに隣接する工事現場の環境対策は重要であります。したがって、環境保全のため年に数回は、草刈り等を実施すること。
- 2) 若松地区における夏季の風向は、南風が卓越する。このために盛土材の飛散が危惧される。問題が発生する前に対策を講じること。

(回答)

1) 事業期間中の湖岸堤盛土の法面の雑草について、適宜除草を行い、適切な管理をしてまいります。事業完了後の湖岸堤盛土の雑草について、原則として管理用通路や治水管理上、支障がないように除草を実施いたします。

事業完了後の除草清掃について、本地域は我孫子市の有用な観光資源であることから、大堀川のように千葉県河川海岸アダプトプログラム等により地元自治会等が先頭に立って管理頂くことにより魅力ある観光資源として活用されることを期待します。

2) 盛土の飛散については、植物の自生や張芝等により表土を覆うことで飛散の抑制に努めます。

#### 4 手賀沼公園内の湖岸堤の整備について

平成 28 年度我孫子市長表敬訪問において市長から、「公園内の地盤で Y.P.+4.50m以下の場所があることは承知している。今年度測量を行い、景観に支障が出ないように設計し、イベントの開催に支障がないよう工事を行いたい。」と表明されました。それに伴い平成 29 年 2 月 22 日の協議において我孫子市公園緑地課長から、「今年度測量した。盛土高 Y.P.+4.50mを確保する。来年度盛土の形状・範囲、関連する園路の嵩上げ等の設計を実施、30 年度に再整備工事を予算化する」ことが表明されました。

ところが、平成 29 年 12 月 15 日の協議において平成 30 年度の市の事業整備予算として計上されず、実施出来なくなったことが明らかになりました。

その後この課題解決のため、平成 30 年 12 月 21 日 柏土木事務所、我孫子市公園緑地課、治水課及び若松水害対策委員会の四者による現地立合い打合せが行われました。その結果、公園内の適切な箇所に Y.P.+4.50mを確保するための築堤状盛土及び構造物設置の整備を県が行うこととなりました。つきましては、若松地区の 30 年確率降雨対策を完全なものにするため手賀沼公園内の一部の地盤の高さを Y.P.+4.50mに確保する対策を県が積極的なリーダーシップを発揮し、公園の築堤等を積極的に推進することを要望します。

なお、手賀沼公園内の築堤については、遊戯鉄道（ミニ SL）への出入口に築堤、構造物の設置が困難であることから部分的に土のう等の設置が必要になるので、その対応については我孫子市が責任をもって行うことを市に要望しております。

(回答)

公園内の Y.P.+4.5 mに満たない箇所について、公園内の適切な箇所に盛土及び構造物を我孫子市と連携しながら千葉県で整備します。

#### 5 湖岸堤法面及び緑地帯の排水施設の設置について

湖岸堤が整備されることによって法面及び天端の雨水の緑地帯への流入が現況より増加することになりますが、現在緑地帯の雨水の集排水能力が不十分なため、降雨時には雨水が緑地帯に滞留し、場合によっては、ポンプピットに流下せず住宅地に逆流することになります。

若松地区は、手賀沼湖岸に隣接した住宅地であるという特殊事情を考慮し、緑地帯を雨水貯留能力の増強にも役立つことに配慮するとともに集排水施設を整備することが必要であると考えられます。この集排水施設の整備は湖岸堤の圧密沈下が終息してから行われることは承知しておりますが上記の事情も勘案し、圧密沈下終息後速やかに実施されることを要望します。

この雨水排水施設は、県が集水に、市が排水に責任を持って行うと説明されております。今後役割分担等を明確にして、着実に対応することを要望します。

(回答)

堤防法面の排水については、遊歩道を管理している我孫子市と協議のうえ役割分担を整理し、側溝を設置するなど雨水排水を処理します。なお、施工時期は圧密沈下完了後を予定しています。

## 6 湖岸堤の維持管理について

湖岸堤完成後の堤体の維持管理は、県が定める既往の維持管理マニュアルに従って行われると理解しておりますが、当該湖岸堤に適用されるマニュアル及びマニュアルに沿った点検結果等については情報公開の観点から、公開されることを要望します。

(回答)

千葉県では平成27年3月に「千葉県河川巡視・点検要領」を、平成28年3月に「手賀沼における河川維持管理計画」を策定しております。また、河川巡視については年2回実施しており、平成30年度は7月19日及び9月10日に実施しております。今年度においても7月と10月の実施を予定しております。